

令和7年4月4日

学部生 各位

富山大学学生支援課奨学担当

修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学生）及び

日本学生支援機構貸与奨学生の在学定期採用について

日本学生支援機構奨学生の在学定期採用の募集を行います。

奨学金を希望する学生は、下記のとおり奨学金案内冊子等を配付するので、各キャンパス奨学担当窓口で必要書類を受け取ってください。

なお、新入生で予約採用候補者となっている奨学金のみ希望する場合は、新規の申込は不要ですが、別の種類の奨学金を追加して希望する場合は、進学届を提出するとともに、あらためて、この定期採用で申込みを行ってください。

1. 募集対象者

- ①現在、奨学金を受けていないが新たに奨学金の給付・貸与を希望する者
(非正規生及び留学生を除く)
- ②現在、奨学金を受けているが、別の種類の奨学金を追加して希望する者
- ③貸与奨学生で、「第二種奨学生」から「第一種奨学生」、または「第一種奨学生」から「第二種奨学生」への移行を希望する者
- ④令和7年度より開始となる多子世帯授業料無償化を希望する者

令和7年度より、多子世帯（子ども3人以上）に対する大学等の授業料無償化が始まります。本制度を受けるには、日本学生支援機構の給付奨学金に申し込む必要がありますので、既に給付奨学生となっている学生以外は、必ず申し込んでください。

【注意事項】

・令和5年12月31日まで「扶養する子」の数が2人以下だった者で、下記の対象期間中に「新たに生まれた子等」（※）が加算されることで「扶養する子」の数が3人以上となる方

※生計維持者の、実子（出生による）、里子（里親委託による）、特別養子（特別養子縁組による）

対象となる方は、別途申請書類の提出が必要となりますので、申請書類を受け取りに来た際に、必ず奨学金担当者へご連絡ください。

【対象となる出生等の期間】令和6年1月1日～令和7年3月31日

2. 申請書類の配付方法等

配付期間：4月7日（月）から4月16日（水）

配付場所：五福キャンパス 学生会館1F 学生支援課

杉谷キャンパス 医薬学図書館2F 杉谷地区事務部学務課

高岡キャンパス 芸術文化学部A棟1F 芸術系総務・学務課

【注意事項】

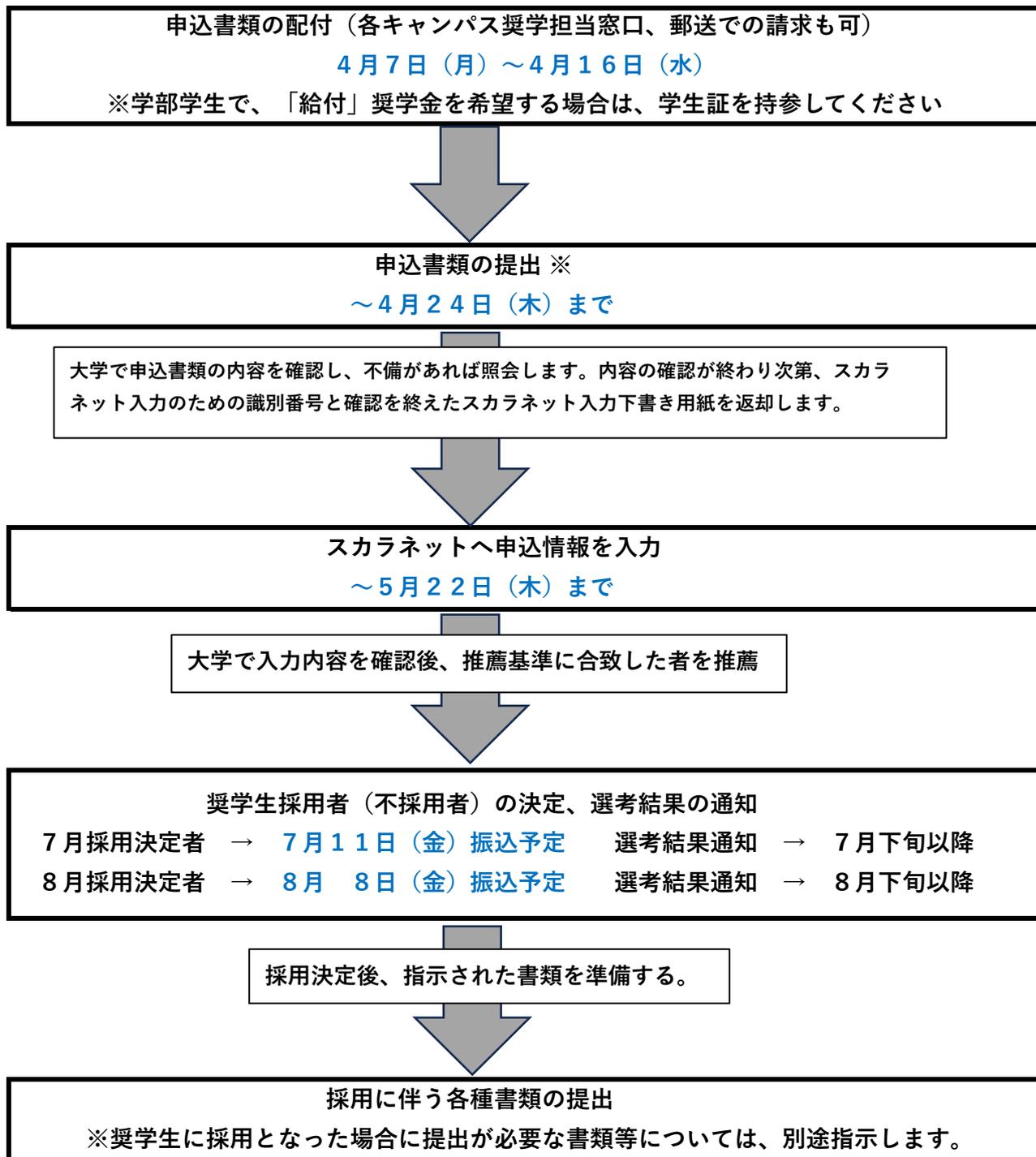
・「学部学生」で「給付」奨学金を希望する場合（多子世帯授業料無償化により、授業料減免を希望する場合も含む）

→必ず窓口で学生証を提示し、別紙2「【日本学生支援機構奨学金】令和7年度在学定期採用申込受付票」を提出してください。

※郵送により日本学生支援機構奨学金案内冊子等の送付を希望する学生は、別紙1「郵送による奨学金案内冊子等の請求方法について」のとおり請求してください。

【日本学生支援機構奨学金】

令和7年度在学定期採用 申込みの流れ



※ 提出が必要な書類の詳細については、配付される「申込要領」を確認してください。

郵送による奨学金案内冊子等の請求方法について

郵送により日本学生支援機構奨学金案内冊子等の送付を希望する学生は、角型2号封筒に別紙2「【日本学生支援機構奨学金】令和7年度在学定期採用申込受付票」及び確実に奨学金案内冊子等を受け取れる住所を記入した「レターパックライト」を入れ、各キャンパスの奨学金担当へ送付してください。【**4月15日（火）必着**】

なお、「レターパックライト」は、4kgまで全国一律料金で、信書も送れる郵便局のサービスのひとつです。郵便局窓口・富山大学生協・コンビニエンスストアなどの郵便切手類販売所で購入し準備してください。

・角型2号封筒、レターパックライトに記載する事項について

角型2号（大学に請求するための封筒）の表には、所属学部等のある奨学金担当の住所等を記入し、郵便局で確認した郵送料金分の切手を貼ってください。切手を貼った少し下の余白に「**奨学金在学定期採用申請書類請求**」と朱書きしてください。裏面には、学生本人の氏名、所属（学部・研究科等名）、住所を記入してください。

角型2号に入れる「レターパックライト」は、大学から奨学金案内を送付するために利用するので、「お届け先」欄に、確実に奨学金案内を受け取れる住所を記入し、必ず二つに折り曲げて別紙2「【日本学生支援機構奨学金】令和7年度在学定期採用申込受付票」とともに、角型2号封筒にいれ郵送してください。

大学へ送付するための封筒

(角型2号封筒・例)



角型2号封筒に入れるもの

◎レターパックライト

必ず二つに折り曲げること



◎【別紙2】申込受付票

各項目を記入すること



【郵送先】（各学部等のあるキャンパスへ郵送してください）

五福：〒930-0887	富山市五福 3190	学生支援課	奨学担当
杉谷：〒930-0152	富山市杉谷 2630	杉谷地区事務部学務課	奨学担当
高岡：〒933-0981	高岡市二上町 180	芸術系総務・学務課	奨学担当

令和 7 年 月 日

【日本学生支援機構奨学金】令和 7 年度在学定期採用申込受付票

1. 奨学金希望者（学生）

学籍番号 所属学部（学士課程） 学部 学科（課程）
ふりがな
氏名 携帯（ ） -

2. 生計維持者（学資負担者）

ふりがな
氏名 携帯（ ） -

3. 希望する奨学金案内について

※希望するものに（○）を記入

（ ） 給付 奨学金案内（学部学生のための制度です）

（ ） 貸与 奨学金案内

↑給付奨学金を希望し、かつ貸与奨学金も希望する場合には「貸与奨学金案内」にも「○」を記入してください。

【給付奨学金の書類を受け取ったが申請しない場合は、窓口まで必ず辞退届を提出してください。】

※一度受付票を提出すると、5月27日(火)の口座振替による授業料の引き落としは行われません。
このことについて同意いただける場合は、以下のチェックボックスにチェックを記入してください。 授業料の引き落としについて、同意します。

【重要】給付奨学金の基準について

給付奨学金を希望する場合、以下の3つの基準を必ず確認してください。

- **収入基準** → 学生本人と生計維持者（原則、父母2名）の市町村民税所得割額の合計が 51,300円未満
※多子世帯の授業料等減免については、収入基準はありません。市町村民税所得割額の合計が、154,500円未満であれば、給付奨学金も併せて受給することができます。
- **資産基準** → 学生本人と生計維持者2名（1名）の資産額合計が 5,000万円未満
多子世帯の授業料等減免に係る資産基準は3億円未満
- **学業成績等に係る基準** → 以下に該当する人は、本制度に申請することができません。
 - ① 高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が2年を経過している人
 - ② 修業年限で卒業又は修了できないことが確定した人（※災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合は、別途ご相談ください。）
※この他にも、学業成績等に係る基準があります。

※令和7年4月より、多子世帯の学生については授業料が無償化となります。無償化を受けるには、日本学生支援機構の給付奨学金に申し込む必要がありますので、この受付票を提出してください。